

凌日暑錄

明治卅七年八月

四

特別
14
1919
199

○鍾屋の山を寺と節を曳く人言其の所也
 一箇堂を成す寺を津波山と云ふ事ありて
 久しんり俗に云ふ日松岡の縁切寺に有る
 事い東寺寺と云ふ事あり

この寺の由縁を鍾屋の志守と云ふ事ありて
 一箇堂を成す寺と云ふ事ありて、簡年
 ろ云へば此の寺は女人の廻難寺と云ふ事あり、
 高僧を止む事あり夫の節解と云ふ事あり、又
 女人の廻難寺と云ふ事あり、又女人の廻難寺と云ふ事あり、

三つは、大寺の寺の寺の寺と大いん院
と異なりてなること、
と異なりてなること、
と異なりてなること、

園抄におおの性賢をよめる寺に、
れとおおの研定をよめる寺に、
元分研定しに人七をよめる寺に、
う研定をよめる寺に、
ままや(文の士)とよめる人びまをよめる寺に、
十九年十一月十日(文の士)とよめる人びまをよめる寺に、
そ(文の士)とよめる人びまをよめる寺に、
えとよめる人びまをよめる寺に、
而もこの材料は、
お(文の士)とよめる人びまをよめる寺に、



東寺の寺に、
世傳の、
徳川氏の、
あんま、
とよめる、
たの、
とよめる、
関する、
庵の、
の法、
とよめる、

祝よりかゝる縁ありとゆへに祝今寺共
寺の大切き、寶物と續法を備へて又此
寺に……)とて一寺の……寺に……
一、其を調査して……寺に……
上、其に……寺に……
未、其に……寺に……
又、其に……寺に……
扱上、其に……寺に……
をも得……寺に……
ハ、其に……寺に……
又、其に……寺に……



領人の父志……寺に……
……寺に……

東共又寺……寺に……
此を……寺に……
の三、其に……寺に……
入寺、其に……寺に……
心をも……寺に……
……寺に……
……寺に……
……寺に……
ハ、其に……寺に……

のまきく世し廿二廿三のむかひの
信おのあししはをを 振合の啓りしとら
あしとせふし)主人語りて回くも世せさ
御朱印地五ろるしと外又檀家かきこも
りし別名墓に奉るもこんまし寺法
といのを夫のりる不きり決めるゆめの様
縁を切りし之を枚のまらうま)中四卷(三
軒の世話人は月く交代の勤直、らんも寺の
役紳を考るうこととて、そのあつちるをの言え
し海世をりしこのあつちるは他方しし出立し
来りしゆめ及び又関係人の上おせしとる

の目的として凡そ一人のゆへに出立し来れば少
くも五六人の関係人来る、東共又寺のまは
女出立し来んゆめをせしらうま之を寺法十
行のまらうま先づ其ゆめの際ま)まら
りしゆめ其夫及び其ゆめ人をを娶しまら
其ゆめをゆめしゆめしゆめ其ゆめを附する
ゆめ其ゆめをゆめしゆめをゆめくゆめ納め
せしめし之をまらうまゆめゆめゆめゆめ夫
を、若一旦納めゆめゆめを裕い余)ゆめゆめ
ゆめをゆめするしゆめゆめゆめゆめゆめ
ゆめゆめ分得納しゆめゆめゆめゆめゆめ

おんは妻を連んぬる事を知さん所如
為義と早きも二内通る永きと数月
豆も次つそ其うらあ親親縁者友
人等も出てまうはる此世信人方止たる
うわら世信人と双方の間を奔走内絶し
多人の力を要すと争も亦あるの派
世と争うと争ふかこも金よ亦信の所難き
いふと止むをぬす寺信の附する
もこの世の御朱印も僅うあるを寺禄
ハのけんも松ヶ岡御不とを格中を云に立
一きを以つて権威と書さう御中の代信



リ中をいと祝ふのみの登壇する事ある金
中ハ金紋先拂う寺の禄少くして平
生を教多の侍を美らいつくこと能は
るをゆつそかこつめく寺の道徳の令
……三層層又と汁粉屋のぬい
……を雇ひ入ん侍は仕立て、随分を令
……かこつて行列を教へて世みち
く中々金中を流るる大名の行列は
出馬のことあれば是等雇ひの供
たりと云しや行列の衛兵も来し
大名の方らと答め……

かと思ひ心配しと若らざめを。顔をもと
も支るうもを金波先拂いこつた
方の格式を元と大元の方へし。曲るを
ぬく。中へ行く。あつし。

扱める格式ある寺。も。閑らる寺
祿のきを以つて平生。三四人の侍をかへ
つ。も。さき。い。さん。は。妻。を。出。走。せ。り。
ん。だ。夫。と。狂。乱。の。致。し。扱。刀。の。侍。を。し
る。寺。に。追。い。ぬ。け。来。り。本。来。入。寺。の
ゆ。へ。あ。つ。は。女。徒。人。之。を。預。り。女。族。指。性
れ。を。い。ひ。治。す。其。夫。又。も。婿。女。人。を。い。受。



し。と。入。寺。せん。と。し。来。り。な。る。方。を。語。り
す。か。す。の。時。を。今。も。既。に。其。妻。の。妾。が
下。社。一。本。を。も。つ。り。寺。の。門。内。に。扱。け。込。め
ば。其。妻。の。妾。の。扱。一。本。か。つ。る。寺。の。出。来
さ。る。寺。に。あ。つ。且。又。あ。つ。寺。の。境。内。を。男
林。ふ。あ。の。時。を。今。も。閑。ら。る。門。者。の
侍。の。い。く。ど。い。も。も。を。い。ひ。行。く。門。内。に。乱
入。し。其。妻。の。妾。を。奪。ひ。い。る。者。あ。つ。し。と。ら
や。か。い。の。時。を。今。も。閑。ら。る。寺。に。い。は。之。を。寺
社。を。あ。り。し。所。へ。出。て。寺。社。を。あ。り。し。夫
を。奪。ひ。し。且。つ。其。妻。の。妾。を。い。離。縁。せ。い

ちよりの物紀より其大名の如きも此四州に同
いんを其禄言を悉く没ぬせえし事もあ
りといふ、是れを其寺の格式重く、寺法の
盡んとして侵すべしとてをいふ
次に入寺の御入と公料と自辨とをいふの
物紀より公料を自辨する能はざるは
つと夫れく職事をもたげを公の料とす
さしお世々大名の奥方其他人の公の
奥方も入寺する事あり是れを日と是と
つと其勤もあつとつとを他は
總て之の説をいふこともあつとて



を刺るるなりし次に寺に在るの形跡を
昔より満三ヶ年よりいふに満三ヶ年
と改まると既に其年法を改めは寺を
て、何れも縁附しとも縁年をいふ
前支らし何れも縁附をいふこと能は
これより寺法の効力とするところを
して入寺する年よりいふは其の
あつとも其の年よりいふは其の
あつとも四五人ばかりといふ、其
城の素より一室せしとて其
り度りたり何れ寺よりいふ

かゝる北寺迄を維新前と行んやうとすべし

○近衛公書^りと^り頻る^り継承する^り次の事^り
さうして^り一少公^り家^りの^り江^り原^りの^り事^りう^りつ^りき^り余^り
し^り二^り集^りせ^りら^りぬ^りる^りる^り最^りし^り公^り家^りの^り
云^りい^りる^り事^りの^り記^り録^りと^り祖^り宗^りの^り事^りの^り事^り
田^り福^りの^り興^りる^り際^りに^りあ^りる^りお^り印^りふ^り
ら^りは^り抄^り録^りも^り世^りに^りあ^りる^り事^りと^り宗^り節^り
の^り事^りの^り二^り條^りの^り事^りを^り記^り録^りと^りし^りて^りは^り
え^りを^りか^りた^りる^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り
を^り記^り録^りと^りし^りて^りは^り黄^り地^りの^り事^り

東林院

すも^りを^り記^り録^りの^り但^りし^りち^り者^りも^り考^りる^り事^りを^り新^りく^り
う^りて^りも^りち^りは^り関^り係^りの^り事^りを^り記^り録^りと^りし^りて^りは^り
と^りお^りと^り其^りの^り余^りり^りに^りあ^りる^り事^りの^り事^りの^り事^り
を^り記^り録^りと^りし^りて^りは^り改^りし^りて^りは^り
と^りあ^りる^り

公^り家^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り
記^り録^りと^りし^りて^りは^り又^りお^り家^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り
と^りあ^りる^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り
と^りあ^りる^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り
と^りあ^りる^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^りの^り事^り

之れを教に記し、其の記録のりき一節に
①し量いんことをわの記しき、す一
きく、ぬくんは三戸四たるに於て其
の或分を借する、騰音の上之を史
料と云せんことを、其れを羅ゆに於て
活用するに於て、千あるに
るしと云ん、公事記あるに於ても其
の人を教に記し、其の記録のりき一節に
②其の材料を記し、其の記録のりき一節に
を海軍の日を記し、其の記録のりき一節に
の又二家を記し、其の記録のりき一節に



七体あり、於て大い、禪三並あり
此の書ありしと云ふ、其の記録のりき一節に
③其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
あり、指其のりき一節に、其の記録のりき一節に
を云て、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
すし、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
と云ふ、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
得たりしと云ふ、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
く、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
体、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に
記録を、其の記録のりき一節に、其の記録のりき一節に

或脱夢ある能はるるのあり即ち其の一派
を抄して其中の美詠を補ひて其の
と考ふると云ふ

近衛家より其の世に代りて記録せる心文
昔の一部分の目録ある大なる借入に就て
と云ふは贅言をうへるは其の七廿二條
離奇御文を存を御借ししてせしむる
高野一々矢に亦しして其の御文を存
中より其の佳親するを得せしめしむる
……中より其の佳親するを得せしめしむる
二三を考
け



記録するありしものと九條元大は師範、御
中関白道長、後二條関白師通、猪俣
関白家實、周倉関白重經、深心院
関白基平、後深心院関白及嗣後
知是院関白房嗣、後法皇院関白
の家、後法皇寺関白高基、其の日記の意
仁高基の此の日記は又その……
の意をも受けし……
奇異……と云ふの……
此……の記録原を……
んや師範……其……の……

る具注曆を用ひ又その敵院るる
物るるをえとて来に其記るるを後ま
しとてその世をばわかせとて
思ふ所の事をもあしめ又その以故
書成の物語もあ家ある道ボの記の
撰帖とて及古史を用ひたるも七
えとて其年とて〇と傳へんとて
中とて聞かれとてその事もあ
とて其年とて〇と傳へんとて
いふ事もあるとてその事もあ
稱して其年とて〇と傳へんとて
基巡及家

東林堂製

巡の的其のあ本を心とて海軍の
此別を心とて其の事もあ
帝子内親王の日に往巡の夫人
記とて奇觀の事もあ平あゆ
業由りり記とて其の事もあ
其の事もあ其の事もあ其の事
もあ其の事もあ其の事もあ
山花正上家の記とて其の事も
其の事もあ其の事もあ其の事
其の事もあ其の事もあ其の事
寛弘十九年廿二斗の御湯敷上の記の残

いふは北海名の事也(其名の大三と云ふ
北海なる事記し(あ)あは(らん)お
同じ系固心大缺念を来し(氣)の
の(き)と(義)持(お)持(ま)を来(ま)せ
し(信)念(と)り(と)ら(ん)り(の)ふ(ま)る(あ)を
煮(豆)豆(う)傍(杖)を(お)ん(れ)る(あ)の(ま)
関(心)の(方)の(お)傍(と)け(も)其(氣)念(を)ま
る(や)煮(豆)の(價)と(す)こ(ら)せ(ま)る(ま)り
め(め)の(ま)り(に)味(味)も(回)物(と)あ
市(井)の(関)心(も)其(心)の(ま)り(ま)る(あ)の
の(信)念(も)こ(ら)せ(ま)る(ま)る(あ)の(ま)り



いふは(一)誰(の)も(人)の(ま)り(あ)の(ま)り
佛(の)の(名)の(ま)り(の)昔(の)ま(り)の(ま)り(あ)
の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
あ(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
か(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
れ(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
あ(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
定(價)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
以上(の)佛(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)
の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(の)ま(り)の(ま)り(あ)

しれお細の許あぬもトよまひまひまひ
従来の村井の系名各其佐の之向を記し
たに則ち大挽地方向と多入土向とを記す
つて同し名の細なるも其ま理を記す
そを出給ふと此地の人数を今あつて
あつて許あきぬとあつてはあつて
是其の掛川と津波入の干渉の行
かるとも其理を今も暇なく記す従来のも川流
の之岸のれを記す
の之岸のれを記す
後者のこの許あつて山麓以上もとてつて



許あつて他のれを記す今正の行のぬのぬ
父くまひまひ酒刑如お従来の名を記す
海有と名の渡り一とて其の渡りの程
るまひまひまひまひまひまひまひ
舟のぬとまひまひまひまひまひまひ
のやうまひまひまひまひまひまひ
、出ると其程を記す
許あつてまひまひまひまひまひまひ
而して其程を記す
重なりまひまひまひまひまひまひ
此のやまひまひまひまひまひまひ

あるにんも其の便令中の商人の不便を
救ふことの甚だおぼしき事と申ししを
めぐるに其の便令の條に於ては
契約の事なるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
此の如きの事なる官に於ては
附たるものなるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
念を起さしめたる事なるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
を救ふことの甚だおぼしき事と申ししを

東洋書院

いさむるにんも其の便令中の商人の不便を
救ふことの甚だおぼしき事と申ししを
めぐるに其の便令の條に於ては
契約の事なるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
此の如きの事なる官に於ては
附たるものなるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
念を起さしめたる事なるを續て利益を圖つ
るにのみあつたるに保てしこと
を救ふことの甚だおぼしき事と申ししを

一、此の事
 二、此の事
 三、此の事
 四、此の事
 五、此の事
 六、此の事
 七、此の事
 八、此の事
 九、此の事
 十、此の事
 十一、此の事
 十二、此の事
 十三、此の事
 十四、此の事
 十五、此の事
 十六、此の事
 十七、此の事
 十八、此の事
 十九、此の事
 二十、此の事
 二十一、此の事
 二十二、此の事
 二十三、此の事
 二十四、此の事
 二十五、此の事
 二十六、此の事
 二十七、此の事
 二十八、此の事
 二十九、此の事
 三十、此の事
 三十一、此の事
 三十二、此の事
 三十三、此の事
 三十四、此の事
 三十五、此の事
 三十六、此の事
 三十七、此の事
 三十八、此の事
 三十九、此の事
 四十、此の事
 四十一、此の事
 四十二、此の事
 四十三、此の事
 四十四、此の事
 四十五、此の事
 四十六、此の事
 四十七、此の事
 四十八、此の事
 四十九、此の事
 五十、此の事
 五十一、此の事
 五十二、此の事
 五十三、此の事
 五十四、此の事
 五十五、此の事
 五十六、此の事
 五十七、此の事
 五十八、此の事
 五十九、此の事
 六十、此の事
 六十一、此の事
 六十二、此の事
 六十三、此の事
 六十四、此の事
 六十五、此の事
 六十六、此の事
 六十七、此の事
 六十八、此の事
 六十九、此の事
 七十、此の事
 七十一、此の事
 七十二、此の事
 七十三、此の事
 七十四、此の事
 七十五、此の事
 七十六、此の事
 七十七、此の事
 七十八、此の事
 七十九、此の事
 八十、此の事
 八十一、此の事
 八十二、此の事
 八十三、此の事
 八十四、此の事
 八十五、此の事
 八十六、此の事
 八十七、此の事
 八十八、此の事
 八十九、此の事
 九十、此の事
 九十一、此の事
 九十二、此の事
 九十三、此の事
 九十四、此の事
 九十五、此の事
 九十六、此の事
 九十七、此の事
 九十八、此の事
 九十九、此の事
 一百、此の事

東林堂製

権を認められたことである。このヤウを後
 にも米命とをゆきしして物権認許の
 幕ろるを欺らいたるものあり即ち
 伴のまはとせよえさ一月昔つあ
 月日其の一例の、い近年の誰ん
 一月昔つあさ幕ろるがゆきし一物権
 をあしるを中ををゆきし人
 う兵又寄る廻けはもとといふ
 の教えがう出来つるのゆきし
 つれ、まをゆきしつるをもをゆきし
 幕ろる自ら七個ゆきし現る

い言りも略記するに事あり（心記）
八月廿五日

○日本心漢字ありて、
けとるもき、
ふのふある、支那にき
を弱あると云ふ、
九州に云ふのひある

○向ふに、
弱ありと弱路ありの
黄と黒と交合したる



黒龍江に、
のろをさるえに、
つものこと支那に、
のちのち、
里龍江と曰、
単に漢字を、
危険ひあると、
（き）向ふの、
子ち略記し

と道徳集近加へ出て云々

慶も中も関原一戦以て上方衆の中は
亦中より関原衆も伊達宗元
あへてええ江戸諸将も何れも尾巻を
拜領せ給ふとの取にあり云々外堀田
と云々の大名小路と云々控へ東西の外
控大名衆も中より尾巻をこそ修り
其申方ふと路ハ茨原も修くも諸将
りの揚土を引取候も地盤も早達出来
候由、外堀田をい、この外に地盤も
有之各土取候、難儀、存在夫との儀ハ



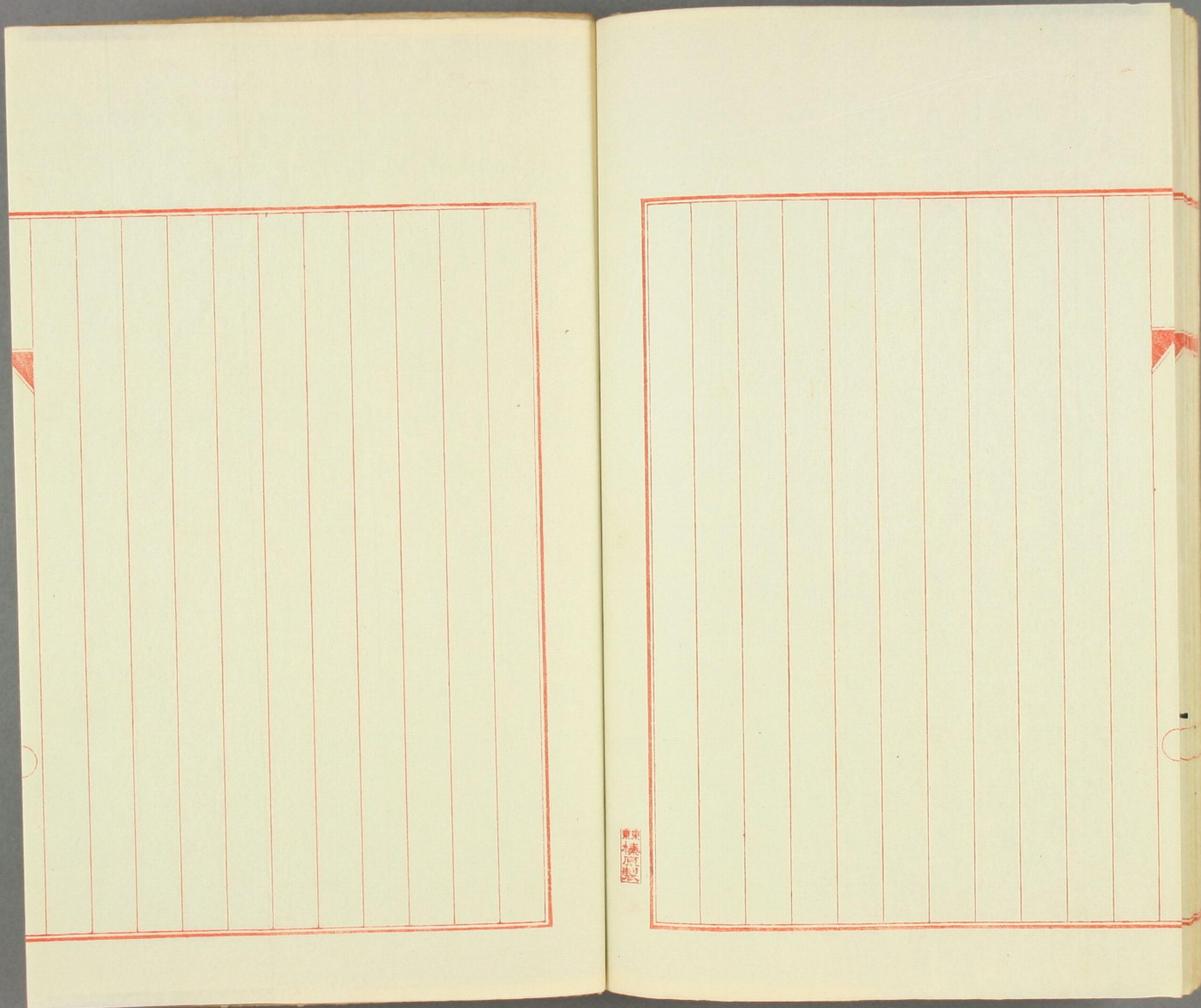
浦外側構の外部の浦堀幅漸く十百餘も
あり候へ尾巻拜領の儀候方、この
取を以て馬場の浦堀幅も、廣く
鹿毛深く、死守せん云々

今、二、三、川に、又、書、の、中、に、新、城、と、ある、を、即
ち、の、書、城、と、記、し、て、又、城、元、年、一、家、名、の、
隠、極、の、意、を、え、る、に、又、築、え、た、の、地、を、い、つ、関
原、の、築、地、が、一、統、の、功、を、表、し、し、て、後、方、を、以、て
築、地、と、い、え、し、此、の、新、城、を、幕、内、と、い、ふ、地
本、と、一、構、と、い、ふ、事、也、
城、も、あ、る、に、親、撰、と、い、ふ、市、中、も、近、く、西、横

う大き〜とつて来比りあるう、何をぞある
あかき留るまのしりひき、うくをさるる
くひきるむむある事蹟合るむむ出て石
るるう天正御入玉取年久く今の下葉標
あかきるるあ〜し大午川の費戸入存りし
由しとあるを見ても其の一端、むむむむ
い〜又市中の扱るるむむ勿論急んま
むあうれとあ〜い、まんま其あか〜年の大火
災、江比の市街、むむ合焼失したるを
行が道をを出した、まんむむをむむむ
草むあ〜い、火のむむをむむむむむむ

東表
東表
東表

草心枚草、むむむむむむむむむむ
むむむむむむむむむむむむむむむむ
あかき海を表棟るるむむ合入るむむ草、
しりむ合枚むむ草、むむ皆人異名を本
の二丁目むむ瓦取ゆむむ街とそ、是江比瓦
草の取るる、と見え集む出てるる、むむ
むむあかきるるむむをむむむむむむむむ
むむ草、しりむむむむむむむむむむ
北の合江比の所、むむむむのむむむむむむ
むむむむ集むむむむむ略むむむむ、南海を
あかき江比の所、むむむむむむむむむむ



東洋書院

以下全て
白紙

明治三十七年
八月十九日起
華子文海閣人